

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第 45号）

（行財政局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差 引 増 減
市長の事務部局 の職員	人 7, 4 4 5	人 7, 3 8 5	人 △60
議会の事務部局 の職員	40	40	0
選挙管理委員会 の事務部局の職 員	34	34	0
監査委員の事務 部局の職員	26	26	0
教育委員会の事 務部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8, 9 3 5 〔うち校長及び 教員 7, 538人〕	8, 9 5 3 〔うち校長及び 教員 7, 560人〕	18 〔うち校長及び 教員 22人〕
人事委員会の事 務部局の職員	17	17	0
農業委員会の事 務部局の職員	13	13	0
消 防 職 員	1, 6 8 3	1, 6 6 7	△16
公営企業の職員 交通事業	1, 8 3 4	1, 8 8 4	50
公営企業の職員 水道事業	1, 1 6 5	1, 1 5 1	△14
合 計	2 1, 1 9 2	2 1, 1 7 0	△22

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第45号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,445人」を「7,385人」に改め、同項第5号中「8,935人」を「8,953人」に、「7,538人」を「7,560人」に改め、同項第8号中「1,683人」を「1,667人」に改め、同項第9号ア中「1,834人」を「1,884人」に改め、同号イ中「1,165人」を「1,151人」に改め、同項中「21,192人」を「21,170人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)